

社会福祉法人立川市社会福祉協議会役員等報酬規程

平成29年3月15日

規程第30号

(目的)

第1条 この規程は、役員等に対する報酬等について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 福祉サービス利用援助事業に関する委員会委員（以下「利用援助委員」という。）

(役員等の報酬)

第3条 理事に対しては、報酬は支給しない。

2 監事が監査を行った日に対しては、報酬として20,000円を支給するものとする。

3 利用援助委員が職務を行った日に対しては、報酬として7,000円を支給するものとする。

(報酬の支給)

第4条 当該報酬は、役員等が指定する金融機関口座への振込によって支給するものとする。

(改正)

第5条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。